

付 属 資 料

- 1 部会中間報告に対する都民意見の概要
- 2 インターネット都政モニター意見の募集結果
- 3 第19次東京都消費生活対策審議会委員名簿
- 4 第19次東京都消費生活対策審議会部会・小部会委員名簿
- 5 第19次東京都消費生活対策審議会審議経過

部会中間報告に対する都民意見の概要

平成18年7月27日の第19次東京都消費生活対策審議会総会に、部会から「消費者被害防止のための事業者規制のあり方について」の中間報告が提出されました。

この中間報告について、広く都民の皆様からご意見を募集いたしました。

次ページ以降に、主な都民意見の概要及びそれに対する審議会としての考え方を掲載しました。

(掲載したご意見については、趣旨を損ねない範囲で要約している場合があります。)

募集期間 平成18年7月28日から8月18日まで

告知方法 広報東京都(8月号)

東京くらしねっと(8月号)

ホームページ(東京都公式ホームページ、東京の消費生活)

消費生活部における配布等

受付方法 郵送、ファクス、電子メール

○ 提出件数

区分	提出者数	事項別内訳(件)					合計
		全体に対する意見	序章	第1章	第2章	その他	
個人	4	1	1	12	2	1	17
団体	8	4		15	10	8	37
消費者団体	6	4		9	10	7	30
事業者団体	2			6		1	7
合計	12	5	1	27	12	9	54

※事項別内訳は本答申の項目に対応しています。

○ 主な都民意見の概要及びそれに対する審議会としての考え方

【中間報告全体に対する意見】

○規制強化に賛成。「指導中心から処分重視」の事業者規制の方針転換も必要。ただし、健全な一般事業者や市民活動などが制限されないことがないように配慮してほしい。

⇒悪質事業者の規制は、市場の公正さを維持し活発な経済活動にも資することから、健全な事業活動を行う事業者や市民活動にとっても有益であると考えている。

○中間答申については基本的に支持する。処分重視への転換は、悪質性の高い被害に対し効果を発揮するが、消費者被害総体を減少させることが基本であり、個別取組みをタイムリーに実施するなど、更に施策を充実すべきである。

第1章 東京都消費生活条例改正の具体的内容

1 不当勧誘行為の規制強化

<消費者の自主性を害する不当勧誘行為>

○「消費者の自主性を害する不当勧誘行為」の類型新設を支持する。条例化に当たっては消費者が理解しやすい記述とするよう要望する。

⇒条例の改正にあたっては、都としても、できる限りわかりやすい条文とするよう努力する必要があると考えている。

<適合性原則の導入>

○「適合性原則の導入」や「判断力不足の高齢者等への勧誘」については、平成16年改正特定商取引法の適切な運用・執行により、十分規制できるものとする。

⇒都としても、都民の消費生活において、不適正な取引行為については規制していく必要があることから、条例上明確に規定すべきであると考えている。

○適合性原則の導入は賛成であるが、次の点で意見がある。

①「つけ込み型」について、「判断力不足に乗じる」ことだけに要件を絞っているが、「知識」や「経験」などを加えるべきである。

②「不適合型」について、これを明示することは極めて有用であり、賛成である。

③「不適合型」については、過剰与信、過量販売、無用な高性能で高額商品の販売を加えるべきであり、「知識、経験及び財産の状況に照らして不相当」との絞りは窮屈すぎる。

④財産のほかに「収入」を含むべきであるし（例えば過剰与信）、また消費者の具体的な「年齢・生活状況等」をも含めるべきである。

⇒①「知識」や「経験」については、「不適合型」の規定が適用になる。

③過剰与信、過量販売、無用な高性能で高額商品の販売については、現行条例（25条1項）で規定しているところである。

④「財産の状況等」には、収入や生活状況等が含まれる。

<消費者の望まない勧誘の禁止>

○「消費者の望まない勧誘の禁止」規定は、不明な部分が多く、解釈によっては真面目な訪問販売事業者にとって、営業の機会そのものを失うおそれがあるので、以下の点について東京都の見解を伺う。

① 消費者が「いません。」と言ったとき、次の勧誘行為は禁止行為に該当するのか。

- 1) 別の販売員が訪問して同種商品の販売について勧誘すること。
- 2) 同じ販売員が訪問して異なる商品の販売について勧誘すること。
- 3) 訪問以外の方法で（チラシの配布、手紙を出す等）で勧誘すること。
- 4) 価格やサービスの内容等、契約条件が折り合わないために契約しない意思を表示した消費者に、条件を再提示するために訪問し勧誘すること。

② 消費者が「今は忙しい。」或いは「手が離せない。」と言ったとき、その場を辞して改めて勧誘のために訪問した場合は、禁止行為に該当するのか。

○今回、導入が検討されている「オプトアウト規制」は、これまでは通常の営業活動として良識ある判断に委ねられていた部分に、行為規制をかけるもので、その運用面での実効性に大きな疑問がある。健全な事業者にとっては条例違反をしないように真面目に取り組めば取り組むほど、神経質になり、企業経営に大きな影響が出る。

○「消費者の望まない勧誘の禁止」規定は、社会的に許容されてきた訪問勧誘全体が一律に排除されることが無いよう、客観的に見えにくい「消費者の意思」によることなく、「迷惑な勧誘」「執拗な勧誘」といった客観性のある不適正行為の要素を含んだ禁止規定とするよう再検討を願う。

○実際の販売活動の過程では、ある程度の拒絶的な応酬は当たり前に行われているところであり、その段階で正しい説明をし、消費者が納得して契約に至ることが一般的に見られることであり、一律に悪質や不適正なものとして規制すべきではない。許容される勧誘行動について、「但し書き」等で配慮されることを切望する。

⇒本規定は、高齢や認知症等により拒絶の意思表示が困難な者への勧誘、又は、拒絶の意思表示をしている者への勧誘等、消費者が望まない場合について規制するものであり、健全な営業活動を禁止するものではない。本規定の趣旨は、勧誘にあたって事業者は消費者の意思を尊重しなければならないということにあり、その趣旨から考えて、消費者の拒絶の意思を画一的な言葉で判別すべきではない。

このような条例改正の趣旨と内容について十分な周知に努めていくべきと考えている。

○「消費者に勧誘拒絶の意思を表示する機会を明示的に与える」規定は、特定商取引法第3条の規制に上乗せと考えられるものであり、改正特定商取引法の厳格かつ効果的な運用の成果が発揮されてきたこの時期に、事業者規制を重ねて実施することには反対する。

⇒改正特定商取引法第3条の規制の趣旨は、「相手方が勧誘を受けるか拒否するかを判断する最初の重要な機会を確保すること」であるから、「望まない勧誘の禁止」と同趣旨であり、法規制の上乗せになるものではないと考えている。

○不招請勧誘については、できうる限りオプトインに近い形、近い運用ができるような形でまとめてほしい。

⇒いわゆる「オプトイン」の導入については、「職業の自由」「営業の自由」の観点、国の法規制の

水準、被害実態などの総合的検討から、直ちに導入すべきとの見解には至らなかった。

「望まない勧誘の禁止」の条項を効果的に適用して、規制の強化を図っていく必要があると考えている。

- 「消費者の望まない勧誘の禁止」について、もし、再勧誘のみを禁止するなら禁止の範囲が狭すぎる。勧誘を希望するものだけに勧誘を認めるべきと考える。同様に電話勧誘も電話勧誘を認める者に対してだけ、認めるべきである。
仮に拒絶の意思を表明した消費者に限定するなら、拒否したかどうかで争いが生じることを極力少なくする方策を検討すべきである。

⇒いわゆる「オプトイン」の導入については、「職業の自由」「営業の自由」の観点、国の法規制の水準、被害実態などの総合的検討から、直ちに導入すべきとの見解には至らなかった。
消費者の拒絶の意思表示については、事業者に「意思表示の機会を明示的に与える」義務を課すことによって、争いを減らすことが可能であると考えている。

<情報提供義務>

- 「情報提供の義務付け」について、事業者が情報提供を行う際は、分かり易く情報提供されるべきであり、分かりにくい情報提供は、不当な取引とすべきである。

⇒事業者が消費者に対し、誤信を招く情報を提供することは、不適正な取引行為にあたると考えている。

- 広告については、法令の規制の有無に限らず、広告の段階で重要な不利益事実を正しく、分かりやすく説明されるように義務化すべきである。これがなされない広告は不当な取引類型として禁止すべきである。

⇒広告の不当表示にかかる規制については、景品表示法により都知事に権限委譲されているので、適切に対応できるものと考えている。

2 悪質事業者への処分強化等

<事業者の立証責任>

- 「事業者の立証責任」を求める規定は新設すべきと考える。また、事業者側の提出内容を確認する行政の調査権やそのための組織整備も必要と考える。

⇒調査については、現行 26 条、46 条に規定がある。今後は答申の第 2 章にあるとおり、機動的な立入調査を積極的に実施していく必要があると考えている。

- 不当勧誘行為の規制強化については、基本的に賛同する。ただし、「立証責任の転換」に関する事項が「誤信を招く情報の提供」に限定されているように思われるが、対象をさらに拡大すべきである。

⇒「立証責任の転換」については、事業者に義務を課すものであることから、立証責任を転換しても良い合理性及び必要性がある場合に限られる。合理性及び必要性の観点から「誤信を招く情報の提供」に関し、「商品の種類、効能」、「サービスの種類、効果」及びそれに準ずる事項を対象

としたものである。

<行政処分・罰則の導入>

- 悪質事業者が業務停止命令に従わないなど違反を繰り返していても罰則規定がなく、違反行為に対する制裁がないのは最大の欠点である。
- 行政処分・罰則の導入については、是非とも導入していただきたい。刑罰は、これまでの指導、勧告で効果が乏しいのであれば、実効性の確保のため必須であり、悪質業者の手口が悪化している等の立法事実を背景としている以上、違法にも違憲にも該当しないと考える。

⇒悪質行為の実態に即した、行政処分・罰則の導入について様々な角度から検討する必要があると考えている。

- 行政処分及び罰則は、法人・代表者などにも適用されるようにすべきである。また、悪質事業者に対する行政処分は、迅速に発動できるように、そのための体制整備は欠かせない。

⇒罰則規定の検討にあたっては、両罰規定の導入も検討の対象とする必要があると考えている。

<情報提供の明確化>

- 情報提供については、基準を明確化して積極的に行っていくべきで賛成。また、マスコミとのさらなる連携等、もっと都民の目に触れるような広報活動を強化することが考えられても良い。

<違法利益の吐き出し>

- 「違法利益の吐き出し」について、「・・・将来的な課題としてとらえておく必要があると思われる。」を「・・・検討を開始する。」に、前向きな表現にしてほしい。
- 「違法利益の吐き出し」について「消費者被害の代行回収」という位置付けで早急に制度化していただきたい。行政が代行回収を行って被害者救済に役立てるように要望する。

⇒わが国の法制度に係わる問題であり、条例のみで対処できるものではない。国の動向等を見極めつつ、適切に対応していく必要があると考えている。

第2章 事業者規制強化に関する新たな取組み

1 求められる事業者規制対策の転換

- 警視庁職員の増員も必要だが、事業者規制を実施する主体はあくまでも職員である。答申を速やかに実行するために、消費者行政予算及び職員の増を要望する。
- 機動的な指導を行うとし、警視庁との連携強化として増員を提案しているが、警視庁との業務の連携と都職員の増員についても合わせて考える必要がある。
- 相談を通じて知りえた違法行為を迅速に行政処分に結びつける執行体制の整備が求められている。相談業務の充実のためには、人員の確保と業務の質的な向上が重要で、相談窓口や事業者指導担当の増員は必須である。

⇒答申内容を確実に実施できる体制を都において引続き確保する必要があると考えている。

○「警視庁との一層の連携強化」は経済犯罪の取り締まり等不可欠と考えるが、予防的な観点の行き過ぎによって市民の権利が侵害されないような配慮を要望する。

⇒今回の規制強化は、悪質事業者を対象としたものであり、都民の権利を侵害することにはならないものと考えている。

○事業者規制強化に関する新たな取り組みについては、条例による規制を実効性あるものにするために、積極的に推進すべきと考える。

2 悪質事業者の動向を早期に探知する仕組みづくり

○都民が「被害に気づく」ことを促し、被害を未然に防止するために、条例の周知徹底について具体的な対策をとる必要がある。

⇒改正条例の周知徹底については、都において適切に行われるべきものと考えている。

3 確実・迅速な処分実施のための新たな取り組み

○東京都は数年消費者行政を軽視してきた。職員の削減は必要だが、力を入れる事業には職員に専門性を持たせ、職員の養成は重要である。

⇒職員の養成の重要性については十分認識しており、答申にもその旨を述べている。

4 関係機関との連携の強化

○見守りネットワークづくり等の高齢者対策のほか、若者や働きざかりの人々への対策を視野に入れて、学校や事業者との連携づくりが必要である。

⇒答申にある「社会的な見守り機能向上のためのネットワークづくり」の取り組みを、今後さらに充実していくことが望ましいと考えている。

○国と連携して情報収集にあたり、被害の新芽に対処する「早期対応システム」を確立してほしい。

⇒国や近隣自治体との広域連携を強化し情報の共有を一層進めるとともに、相談情報の収集ルートを拡大・多様化して、被害への早期対応に努める必要があると考えている。

○青少年にも悪徳商法の手口等に関する情報や消費者の権利を擁護する仕組みなどについて、分かりやすく伝わるような学校教育及び広報を進めてほしい。

⇒若者向けのリーフレット配布や学校等への出前講座などにより、引き続き積極的に啓発を行っていく必要があると考えている。

○国民生活センター、東京都及び区市町村、さらには民間の相談担当者間の緊密な情報交換が必要で、これらの中で特別の連携体制を講じる必要がある。

⇒これまでも各種会議の開催や共同特別相談の実施などにより緊密な連携を図っているものと認識しているが、今後も一層の連携強化に努めるべきと考えている。

【その他の意見】

○「指導中心から処分重視」は、ある程度必然性が要求されることであるが、特定商取引法第1条「国民経済の健全な発展に寄与する」を目途とする事業者に対する配慮を願う。

⇒悪質事業者の規制は、市場の公正さを維持し活発な経済活動にも資することから、健全な事業活動を行う事業者にとっても有益であると考えている。

○事業者規制は、自治体や条例で消費者被害を解決するのは難しい。全国に先駆ける今回の取組みを国の法律で取り組むよう、要請すべきである。

⇒新たな法規制の必要性について、適宜、国に要望するとともに、都としては、条例に基づき責務を遂行していくことが必要であると考えている。

○被害の未然防止のためには広報が重要である。情報を必要としている人に情報が行き届くような広報体制の充実を検討してほしい。

○市民による自発的な消費者被害防止や啓発活動が広がるように、行政は積極的に支援してほしい。

⇒要望の趣旨を踏まえた対応について都としても検討する必要があると考えている。

○条例改正にあたってはどのような勧誘行為が条例違反に該当するのかを、具体例を示して事業者・消費者に徹底する必要がある。

⇒条例改正の周知については、都において適切に行われるべきものと考えている。

<適格消費者団体との連携>

○規制強化はもちろんのこと、適格消費者団体と連絡を取り合い、差止をするなど被害を未然に防ぐ、ないし被害の拡大を防止するという方策ももっと積極的に考えても良いと思う。

○消費者団体訴訟を担う適格消費者団体に対する情報提供について、条例に明記するよう改正を要望する。

○来年度から制度化される消費者団体訴訟制度適格消費者団体との綿密な連携が不可欠である。追加項目として、具体的な連携策の検討に着手することを要望する。

○消費者団体訴訟制度の創設に伴う適格消費者団体への相談情報の提供、訴訟費用の援助などについて、さらに検討されることを要望する。

⇒第18次東京都消費生活対策審議会の答申において、適格消費者団体との連携による消費者被害の防止について提言しているところであり、今後も引き続き取組む必要があると考えている。

インターネット都政モニター意見の募集結果

パブリックコメント募集とあわせ、都政モニターからも意見を募集しました。

インターネット都政モニター制度は、都内に居住する人を対象に、都政の緊急課題等に関する意見・要望を迅速に把握するために実施している制度です。

1 募集期間 平成18年8月1日から8月18日まで

2 意見総数 313名（属性等は下表参照）

平成18年度 第1回「テーマ意見」募集 都政モニターの属性等

		送付数	回収数	回収率	
全 体		500	313	62.6	
性 別	男 性	250	171	68.4	
	女 性	250	142	56.8	
年 代 別	20歳代	88	46	52.3	
	30歳代	111	58	52.3	
	40歳代	88	51	58.0	
	50歳代	89	64	71.9	
	60歳以上	124	94	75.8	
職 業 別	有 職	自営業	37	23	62.2
		常 勤	168	101	60.1
		パート・アルバイト	54	28	51.9
	無 職	主 婦	147	96	65.3
		学 生	21	9	42.9
		無 職	73	56	76.7
居住地域別	区部	339	206	60.8	
	市町村部	161	107	66.5	

3 全体の傾向

条例改正については、悪質事業者への厳正な対応を求める意見が多数を占めました。また、指導中心から処分重視への方針転換にも概ね賛同の意見が寄せられました。一方、悪質事業者への規制強化には賛意を示しながらも、正当な事業活動への配慮を求める意見もみられ、その他、啓発や広報・情報提供への要望もありました。

第19次東京都消費生活対策審議会委員名簿

任期2年(平成18年5月11日から平成20年5月10日まで)

氏名	現職	備考
池本誠司	弁護士	
池山恭子	東京消費者団体連絡センター事務局長	
いのつめまさみ	都議会議員	
岩佐朱美	社団法人 消費者関連専門家会議常任理事・企画委員長	
大村敦志	東京大学法学部教授	
大山とも子	都議会議員	
鹿野菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
鴨木房子	社団法人 全国消費生活相談員協会特別参与	
後藤巻則	早稲田大学大学院法務研究科教授	
○ 齋藤雅弘	弁護士	
桜井武	都議会議員	H18.10.4まで
佐野真理子	主婦連合会事務局長	
須古邦子	有限責任中間法人 日本ヒープ協議会前会長	
鈴木一光	都議会議員	
鈴木善統	日本チェーンストア協会専務理事	
高橋滋	一橋大学大学院法学研究科教授	
東野秀平	都議会議員	H18.10.4まで
長田三紀	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟事務局次長	
橋本博之	立教大学大学院法務研究科教授	
原田平	東京商工会議所産業政策部統括調査役	
平林英勝	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授	
藤井一	都議会議員	H18.10.5から
松原忠義	都議会議員	H18.10.5から
◎ 松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授	
丸山絵美子	筑波大学大学院ビジネス科学研究科助教授	
御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授	
宮崎隆典	ジャーナリスト	

◎：会長、○：会長代理

(50音順)

第19次東京都消費生活対策審議会専門員名簿

氏名	現職	備考
亀井源太郎	首都大学東京大学院社会科学部准教授	

第19次東京都消費生活対策審議会部会・小部会委員名簿

部 会

池 本 誠 司

池 山 恭 子

鹿 野 菜穂子

後 藤 卷 則

齋 藤 雅 弘
(部会長)

鈴 木 善 統

長 田 三 紀

橋 本 博 之

原 田 平

御 船 美智子

【専門員】

亀 井 源太郎

11名 (敬称略、50音順)

小 部 会

池 本 誠 司
(小部会長)

鹿 野 菜穂子

齋 藤 雅 弘

橋 本 博 之

【専門員】

亀 井 源太郎

5名 (敬称略、50音順)

第19次東京都消費生活対策審議会審議経過

(1) 総会

開催日	審議事項等
第1回 平成18年 5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 部会の設置と部会長・委員の指名 ・ 諮問事項についての意見交換
第2回 平成18年 7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告について ・ 都民意見の募集について
第3回 平成18年 10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申について

(2) 部会

開催日	審議事項等
第1回 平成18年 5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小部会の設置及び小部会委員・小部会長の指名 ・ 審議の進め方について ・ 不当勧誘行為の規制強化について
第2回 平成18年 6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回部会の意見等に対する小部会での検討結果について ・ 不当勧誘行為の規制強化について ・ 悪質事業者への処分強化等について
第3回 平成18年 6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者団体からの意見聴取について ・ 第2回部会の意見等に対する小部会での検討結果について ・ 事業者規制強化に関する取組みについて
第4回 平成18年 6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者団体意見に対する小部会での検討結果について ・ 中間報告案について
第5回 平成18年 7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告案について
第6回 平成18年 9月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都民意見の募集結果について ・ インターネット都政モニター意見の募集結果について
第7回 平成18年 10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都民意見に対する部会の見解の整理について ・ 答申（案）について

(3) 小部会

開催日	審議事項等
第1回 平成18年 5月25日	<ul style="list-style-type: none">第1回部会の意見等の検討について第2回部会の審議事項について
第2回 平成18年 6月9日	<ul style="list-style-type: none">第2回部会の意見等の検討について第3回部会の審議事項について
第3回 平成18年 6月22日	<ul style="list-style-type: none">第3回部会における事業者団体の意見の検討について第4回部会の審議事項について
第4回 平成18年 7月6日	<ul style="list-style-type: none">中間報告案の検討について
第5回 平成18年 7月20日	<ul style="list-style-type: none">中間報告案の検討について